

平成２８年度の奈良県立高等学校入学者特色選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者二次募集実施要項、奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項、奈良県立高等学校入学者選抜定時制課程成人特例措置要項、調査書及び学習成績一覧表等作成要領、県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領を次のように定めます。

平成２７年９月１５日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

平成28年度奈良県立高等学校入学者特色選抜実施要項

平成28年度奈良県立高等学校入学者特色選抜については、この要項（以下「特色選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を受けた者は、奈良県内に居住している者とみなします。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は平成28年3月卒業見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

2 特色選抜を実施する学校・学科（コース）

「平成28年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「**入学者選抜概要**」といいます。）に示します。

3 募集人員

募集人員は、「平成28年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示しております。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **9** 参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含み

ます。)に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成28年2月15日(月) 午前9時から午後3時まで

平成28年2月16日(火) 午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合は、平成28年2月10日(水)までの消印があるものに限ります。

- (2) 出願書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受検票等の返信用として出願者の宛先を明記し、672円(簡易書留・速達料金を含みます。)分の切手を貼った封筒(定形郵便物用長形3号 12.0cm×23.5cm)1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、出願する高等学校長に出願者氏名、出願課程・学科(コース)、その他必要な事項を連絡してください。

- (3) 志願者は、定められた期間内に次のアからカまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て出願する高等学校長に提出してください。

ア 入学願書(別に定める用紙)

イ 入学考査料 2,200円(奈良県収入証紙により納付)

ウ 「自己アピール文」記入票(様式1)(面接を実施する学科(コース)への出願者のみ必要)

エ 実技検査受検種目届出票(様式2)及び演奏曲の楽譜(奈良県立高円高等学校音楽科への出願者のみ必要)

オ 実技検査受検種目届出票(様式3)(奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科への出願者のみ必要)

カ 実技検査受検種目届出票(様式4)(奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者のみ必要)

- (4) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

- (5) 高等学校長は、(3)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。

- (2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局学校教育課長(以下「学校

教育課長」といいます。)宛、平成28年1月18日(月)から同月20日(水)までの間に提出してください。

ア 学習成績一覧表(調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式3)

イ 学習成績分布表(調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式4及び様式5)

- (3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成28年2月16日(火) 午前9時から午後4時まで

平成28年2月17日(水) 午前9時から午後1時まで

提出書類 ア 調査書(調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1)

イ 特技に関する記録〔体育〕(様式5)(奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要)

ウ 副申書(調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式6)(調査書及び学習成績一覧表等作成要領の1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要)

- (4) 県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、(2)のア及びイは提出する必要はありません。
- (5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検査

- (1) 検査は、「第1日」は平成28年2月22日(月)に、「第2日」は平成28年2月23日(火)に、出願した高等学校で実施します。

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、学力検査並びに学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査のうち各高等学校が選択した検査により実施します。学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査(各40点満点)から各高等学校が原則として3教科を選択します。各高等学校・学科(コース)で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲまでに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点（135点満点）、加重配点（学習成績において、特定の教科又は全教科の取扱いを変えること。また、学力検査の各教科の得点の合計点の配点の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

特色選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
 - ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
 - イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について合否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）をすることができます。調査書の特別な取扱いについては、次のア、イ及びウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

ア 各学科（コース）ごとに、特色選抜の募集人員から合格人数枠を除いた人員について、(3)に基づき合否の判定を行ってください。ただし、第2志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について合否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、(3)に基づき合否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2志望を認める学科（コース）において、受検者の第2志望により募集人員を超えた場合は、原則として調査書の特別な取扱いを行ってください。

- (5) 高等学校において順位を付けて2学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (7) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (8) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

平成28年2月26日（金）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（様式6）を提出してください。
- (2) 特色選抜で合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合は、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異

動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。

- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者特色選抜に出願を希望する者は、平成28年1月14日（木）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成28年度奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項

平成28年度奈良県立高等学校入学者一般選抜については、この要項（以下「一般選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格に準じます。

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

一般選抜は、定員の全部又は一部を一般選抜で募集する学科（コース）及び特色選抜で合格者数が定員に満たなかった学科（コース）

3 募集人員

募集人員は、「平成28年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、特色選抜等実施後に確定した募集人員については、平成28年2月26日（金）に発表します。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成28年3月4日（金） 午前9時から午後3時まで

平成28年3月8日（火） 午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合（特色選抜要項**5 出願手続**(2)参照）は、平成28年2月29日（月）までの消印があるものに限りします。

- (2) 志願者は、定められた期間内に次のア及びイを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て出願する高等学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 全日制課程 2, 200円 定時制課程 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、定時制課程の分校への出願者は、1, 000円を現金で納付してください。

- (3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

- (4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成28年3月8日（火） 午前9時から午後4時まで

平成28年3月9日（水） 午前9時から午後1時まで

提出書類 ア 調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）

イ 副申書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式6）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

- (1) 検査は、平成28年3月14日（月）に、出願した高等学校で実施します。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。

- (2) 検査は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）の学力検査を実施します。また、高等学校長は、奈良県教育委員会教育長の承認を得て、面接を実施することができます。

- (3) 各高等学校・学科（コース）の学力検査の配点及び面接の実施の有無は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育

委員会で作成します。

- (5) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲまでに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（135点満点）又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 学力検査成績

学力検査の各教科の合計点（250点満点）又は学力検査の各教科の合計点に加重配点をした点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

なお、**7 検査**(2)により面接を実施した場合は、その結果も資料に加えるものとします。

- (3) 可否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
 - ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において、配慮してください。
 - イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校長は、特色選抜要項 **8 入学者の選抜**(4)に準じて調査書の特別な取扱いを行うことができます。
- (5) 高等学校において順位を付けて2学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して可否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (7) 定時制課程において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特例措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特例措置による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特例措置による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特例措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (8) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

平成28年3月17日（木）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (2) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、平成28年1月14日（木）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、

別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。

- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成28年度奈良県立高等学校入学者二次募集実施要項

平成28年度奈良県立高等学校入学者二次募集については、この要項（以下「二次募集要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 二次募集の実施

二次募集は、特色選抜、一般選抜及び奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜による合格者数が定員に満たなかった学科（コース）において実施します。

2 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。

3 募集人員

募集人員は、平成28年3月17日（木）に発表します。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者二次募集に出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **9** 参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。
平成28年3月22日（火） 午前9時から午後3時まで
- (2) 志願者は、定められた期間内に次のア及びイを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て出願する高等学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、一般選抜要項の入学願書参照）

イ 入学考査料 全日制課程 2, 200円 定時制課程 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、定時制課程の分校への出願者は、1, 000円を現金で納付してください。

(3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成28年3月22日（火） 午前9時から午後4時まで

提出書類 ア 調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）

イ 副申書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式6）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

(1) 検査は、平成28年3月24日（木）に、出願した高等学校で実施します。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。

(2) 検査は、学力検査及び面接を実施します。

(3) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語（各40点満点）です。

(4) 各高等学校・学科（コース）の学力検査及び面接の配点は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(5) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(6) 英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

(7) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲまでに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（１３５点満点）又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

学力検査の各教科の合計点（１２０点満点）又は学力検査の各教科の合計点に加重配点をした点と面接の得点の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 高等学校において順位を付けて２学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第１志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (6) 定時制課程において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項 **８入学者の選抜**(7)により、合格者を決定することを原則とします。

- (7) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

- (8) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

９ 合格発表

平成２８年３月２５日（金）に、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に

欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。

- (2) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、実施については、一般選抜要項に準じます。

平成28年度奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項

平成28年度奈良県立大和中央高等学校における定時制課程（三部制）及び通信制課程の入学者選抜については、この要項（以下「大和中央高等学校選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

定時制課程（三部制）における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格に準じます。

2 選抜を実施する部

I 部、II 部及びIII部で実施します。

なお、各部の学習時間帯は、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

3 選抜の種類

各部とも、A選抜及びB選抜の枠組みで実施します。

4 募集人員

各部の募集人員は、「平成28年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、B選抜は、III部及びA選抜で定員に満たなかった部において実施します。

5 出願方法

(1) 出願は、1つの部に限ります。ただし、I部とII部については、順位を付けて2つの部まで志願することができます。

(2) 出願後、入学願書の取下げはできません。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜に出願することができません。

ア 各選抜と同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者

イ 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者

ウ 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者

(4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。

6 出願手続

- (1) 各選抜における入学願書受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	入 学 願 書 受 付 期 間
A 選 抜	平成28年2月15日（月） 午前9時から午後3時まで 平成28年2月16日（火） 午前9時から午後3時まで ただし、郵送の場合（特色選抜要項 5 出願手続 (2)参照）は、平成28年2月10日（水）までの消印があるものに限ります。
B 選 抜	平成28年3月22日（火） 午前9時から午後3時まで

- (2) 志願者は、入学願書受付期間内に次のアからウまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、A選抜は特色選抜要項の入学願書、B選抜は一般選抜要項の入学願書参照）

イ 入学考査料 950円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 「自己アピール文」記入票（特色選抜要項の様式1）

- (3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (4) 奈良県立大和中央高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

7 検 査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立大和中央高等学校で実施します。
- 各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検 査 日
A 選 抜	平成28年2月22日（月）
B 選 抜	平成28年3月24日（木）

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、いずれの選抜においても、国語、数学及び英語の学力検査（各40点満点）並びに面接（50点満点）を実施します。

なお、詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (3) 学力検査は、A選抜では奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査の問題を、B選抜では二次募集の学力検査の問題を使用して実施します。
- (4) A選抜の英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 奈良県立大和中央高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 合否の判定については、原則として、受検者ごとに学力検査及び面接の得点を合計し、合計点の多い者から順に合格とします。
- (3) 各選抜において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が定員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜**(7)により、合格者を決定することを原則とします。
- (4) 調査書は用いません。
- (5) 順位を付けて志願することができるⅠ部及びⅡ部においては、各選抜において、第1志望による合格者数がそれぞれの募集人員の8割以上となるようにしてください。
- (6) 検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日の午後、奈良県立大和中央高等学校で、受検番号により発表します。

選抜の種類	合 格 発 表 日
A 選 抜	平成28年2月26日（金）
B 選 抜	平成28年3月25日（金）

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。

- (2) A選抜で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立大和中央高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜に出願を希望する者は、平成28年1月14日（木）までに奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は奈良県立大和中央高等学校長が別に定めます。

通信制課程における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項1**応募資格**に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次募集の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「平成28年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。ただし、通信制課程二次募集は、通信制課程選抜で定員に満たなかった場合に実施します。

4 出願方法

- (1) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (2) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立大和中央高等学校通信制課程における入学者選抜に出願できません。
- (3) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の

奈良県立高等学校への志願手続要領 9 参照）が必要です。

- (4) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書の用紙は、奈良県立大和中央高等学校で交付します。

なお、交付期間は、次のとおりです。

平成 27 年 12 月 11 日（金）、平成 28 年 1 月 24 日（日）、2 月 14 日（日）、3 月 10 日（木）及び 3 月 18 日（金）の午前 9 時から午後 3 時まで。

平成 28 年 2 月 26 日（金）の午後 2 時 30 分から午後 5 時まで。

平成 28 年 3 月 25 日（金）の午後 1 時から午後 5 時まで。

- (2) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	入学願書受付期間
通信制課程選抜	平成 28 年 3 月 4 日（金）午前 9 時から午後 3 時まで 平成 28 年 3 月 8 日（火）午前 9 時から午後 3 時まで
通信制課程二次募集	平成 28 年 3 月 22 日（火）午前 9 時から午後 3 時まで 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 9 時から午後 3 時まで

- (3) 志願者は、入学願書受付期間内に入学願書（別に定める用紙）を出身中学校又は在学している中学校の校長を経て奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (4) 奈良県立大和中央高等学校長は、(3)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 検査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立大和中央高等学校で実施します。
- 各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検査日
通信制課程選抜	平成 28 年 3 月 14 日（月）
通信制課程二次募集	平成 28 年 3 月 29 日（火）

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、面接（５０点満点）を実施します。

なお、詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (3) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

- (1) 奈良県立大和中央高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

- (2) 可否の判定については、原則として、得点の高い者から順に合格とします。

なお、調査書は用いません。

- (3) 検査の事務処理等は、可否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号等で行ってください。

8 合格発表

次の各選抜の合格発表日に、奈良県立大和中央高等学校で、受検番号により発表します。

選抜の種類	合格発表日
通信制課程選抜	平成２８年３月１７日（木）
通信制課程二次募集	平成２８年３月３０日（水）

9 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式６）を提出してください。

- (2) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立大和中央高等学校長は、学校教育課長と協議してください。

- (3) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。

- (4) 学校教育法施行規則第９５条第５号の規定により奈良県立大和中央高等学校通信

制課程における入学者選抜に出願を希望する者は、平成２８年１月１４日（木）までに奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。

- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は奈良県立大和中央高等学校長が別に定めます。

平成28年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜実施要項

平成28年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

十津川村立十津川中学校を平成28年3月卒業見込みの者で、「中高連携した学習の記録」を提出できるもの

2 奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜を実施する学科 普通科

ただし、普通科工芸コースについては、特色選抜において実施します。

3 募集人員

募集人員は、「平成28年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定める奈良県立十津川高等学校の募集人員から同校普通科工芸コースの特色選抜募集人員を除いた人員を上限とします。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成28年2月15日（月） 午前9時から午後3時まで

平成28年2月16日（火） 午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合（特色選抜要項5出願手続(2)参照）は、平成28年2月10日（水）までの消印があるものに限りします。

(2) 志願者は、定められた期間内に次のアからウまでを十津川村立十津川中学校長を経て奈良県立十津川高等学校長に提出してください。

ア 連携型中高一貫教育に関する入学者選抜入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 2,200円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 中高連携した学習の記録（奈良県立十津川高等学校長が別に定める様式）

(3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 奈良県立十津川高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

(5) 出願後、入学願書の取下げはできません。

5 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項6調査書等の提出(1)、(2)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者の調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）を、下記の期間に、奈良県立十津川高等学校長に提出してください。

平成28年2月16日（火） 午前9時から午後4時まで

平成28年2月17日（水） 午前9時から午後1時まで

6 検査

(1) 検査は、平成28年2月22日（月）に、奈良県立十津川高等学校で実施します。

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、面接（50点満点）を実施します。

なお、詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(3) 面接の際の資料とするため、国語、数学及び英語の学力到達度調査を同日に実施します。

なお、学力到達度調査には、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査問題（英語には、聞き取り検査を含みます。）を使用します。

(4) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

(1) 奈良県立十津川高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜に当たっては、学習成績の合計点及び調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）、面接の得点、「中高連携した学習の記録」等を考慮して、総合的に行ってください。

(3) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

8 合格発表

平成28年2月26日（金）午後、奈良県立十津川高等学校で受検番号により発表します。

9 その他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立十津川高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。

(2) 奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜で合格した場合

は、必ず入学するものとします。

- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立十津川高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立十津川高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断書等を、別に通知する方法により、奈良県立十津川高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は奈良県立十津川高等学校長が別に定めます。

平成28年度奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項

平成28年度奈良県立高等学校入学者選抜における帰国生徒等特例措置は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

特色選抜要項 **1 応募資格**に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、平成27年1月1日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

2 特例措置を実施する学校・学科

奈良県立法隆寺国際高等学校 総合英語科

奈良県立高取国際高等学校 国際コミュニケーション科

3 募集人員

各校各学科若干名

4 出願方法

- (1) 出願は、上記 **2** の高等学校のうち1校1学科に限ります。
- (2) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (3) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **9** 参照）が必要です。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。
平成28年2月15日（月） 午前9時から午後3時まで
平成28年2月16日（火） 午前9時から午後3時まで
ただし、郵送の場合（特色選抜要項 **5 出願手続**(2)参照）は、平成28年2月10日（水）までの消印があるものに限りします。
- (2) 志願者は、定められた期間内に次のアからオまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て出願する高等学校長に提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、エ及びオの提出は不要です。

ア 入学願書（別に定める用紙、特色選抜要項の入学願書参照）

イ 入学考査料 2, 200円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 帰国生徒等特例措置適用申請書

エ 海外生活を証明する書類

オ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領の様式1）

(3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成28年2月16日（火） 午前9時から午後4時まで

平成28年2月17日（水） 午前9時から午後1時まで

提出書類 ア 調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）ただし、調査書を提出できない場合は、これに代わるもの

イ 副申書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式6）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

(1) 検査は、平成28年2月22日（月）に、出願した高等学校で実施します。

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、数学及び英語の学力検査（各40点満点）、作文（40点満点）並びに面接を実施します。

(3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査の問題を使用して実施します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。

(6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 選抜に当たっては、学力検査及び作文の得点並びに面接の結果等を考慮して、総合的に判定します。
- (2) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

9 合格発表

平成28年2月26日（金）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) この特例措置で合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに学校教育課長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、特例措置を実施する高等学校長が別に定めます。

平成28年度奈良県立高等学校入学者選抜定時制課程成人特例措置要項

一般選抜、二次募集及び奈良県立大和中央高等学校入学者選抜における定時制課程成人特例措置は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

特色選抜要項 **1 応募資格**に定める資格を有する者で、平成8年4月1日以前に生まれたもの

2 特例措置を実施する課程

奈良県立高等学校定時制課程（賀名生分校及び山添分校を含みます。）における一般選抜、二次募集及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜で実施します。

3 募集人員

一般選抜要項 **3 募集人員**及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程（三部制）における入学者選抜 **4 募集人員**によります。ただし、各選抜において、成人特例措置による合格者数と学力検査等による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願手続

(1) 成人特例措置を希望する者は、一般選抜要項、二次募集要項及び大和中央高等学校選抜要項により手続をしてください。

なお、出願書類は次のア及びイのとおりです。

ア 定時制課程成人特例措置入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、分校への出願者は、1,000円を現金で納付してください。

(2) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(3) 高等学校長は、(1)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

(4) 出願後、入学願書の取下げはできません。

5 検査

(1) 出願した高等学校において、作文（50点満点）及び面接を実施します。

(2) 作文の問題は、奈良県立大和中央高等学校入学者A選抜においては奈良県立大和中央高等学校が作成し、他の選抜においては奈良県教育委員会が作成します。

6 入学者の選抜

作文の得点及び面接の結果を資料とし、総合的に判定します。

なお、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜**⁽⁷⁾、二次募集要項 **8 入学者の選抜**⁽⁶⁾ 及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程（三部制）における入学者選抜 **8 入学者の選抜**⁽³⁾により合格者を決定することを原則とします。

7 合格発表

各選抜の合格発表と同時に、出願した高等学校で受検番号により発表します。

8 その他

この要項に定めるもののほか、実施については、各選抜の要項に準じます。

調査書及び学習成績一覧表等作成要領

調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成については、この要領に基づいてください。

1 調査書

- (1) 調査書（様式1）は、生徒指導要録に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たっては、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。
- (2) 調査書は、P P C用紙を使用してください。
- (3) 調査書の「生徒番号」欄には、「学習成績一覧表」の当該生徒の生徒番号と同じ番号を記入してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入してください。また、平成27年12月23日以降に転・編入学した生徒についても、斜線を記入してください。
- (4) 調査書の「卒業・卒業見込み」については、平成28年3月1日付けで該当するものを○印で囲んでください。また、「全日制・定時制」については、該当するものを○印で囲んでください。
- (5) 学習成績は、次のアからキまでに従って記入してください。

ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第2学年と第3学年の成績を1：2の割合で算出してください。この場合、平成28年3月卒業見込みの者の第3学年の成績は、第1学期及び第2学期の成績によってください。ただし、2学期制を実施している中学校においては、4月から12月までの成績によってください。

イ 各教科別に、次の(ア)及び(イ)を合計した学習成績を15点満点で記入してください。

(ア) 生徒指導要録に記載された第2学年の5段階評定値

(イ) 第3学年の第1学期及び第2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値を2倍した数値、又は、第3学年の第1学期及び第2学期のそれぞれの5段階評定値を合計した数値

ただし、2学期制を実施している中学校においては、上記に準じて第3学年の評定値を算出してください。

ウ 学習成績の算出に当たっては、中学校長は「各教科の学習成績算出資料」（様式2）を作成し、1年間これを保存してください。

エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、ア及びイのとおり、各教科ごとに15点満点とします。

オ 過年度卒業者についても、アにより、15点満点としますが、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第2学年及び第3学年の評定によって算出してください。

カ 外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学をした生徒については、**4 外国の学校から中学校に編入学した生徒の調査書の作成等について**に従って調査書その他の書類を作成してください。

キ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が中学校に登校したくともできない状況にあることで、参考にできる資料等が乏しく、適切な評価に努めても、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒については、学習成績を評価できた期間に応じて各教科の満点を5点、10点又は15点として算出してください。その際、各教科の学習成績欄は「[学習成績]／[満点]」と、学習成績の合計欄は「[評価ができた教科の学習成績の合計]／[評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」と記入してください。評価できなかった期間がない教科の学習成績欄は「―」と記入し、すべての教科の学習成績欄に「―」と記入した場合は学習成績の合計欄も「―」と記入してください。また、中学校長は副申書（様式6）を作成し、調査書と併せて高等学校へ提出してください。副申書には、学習成績の記入が困難な事由及び学校としての指導の経緯等を記載し、医療機関の診断書、カウンセラーとの相談の記録等の資料を添付してください。

なお、県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、次のように調査書を訂正してください。

(ア) 学習成績の合計が算出できた場合

調査書の学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「[評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」を記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、n字追加」（nは書き加えた文字数）と記入し、記載者印を押してください。

(イ) 学習成績の合計が算出できない場合

調査書の学習成績の合計欄にある「／135」を黒の二本線で消し、調査書

の点線より上の欄外に「4字削除」と記入し、記載者印を押してください。

- (6) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入の際には、次のアからエ及び調査書記入上の注意事項に留意してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、「総合的な学習の時間」について、取り組んだ内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動の状況について、主な事実を記入してください。その際、生徒会本部役員であるか学級活動の中での役員であるかの区別ができるように記入してください。

ウ 「行動の記録」欄には、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、中学校生徒指導要録の「行動の記録」欄において各中学校が定めた評価項目の趣旨に照らして第2学年と第3学年の2年間にわたって十分満足できる状況にあると判断されたものについて、その評価項目を記入してください。

エ 「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動、資格取得等のア及びイ以外の活動について、その実績等を具体的に記入してください。この場合、部活動については、所属年限や活動状況がわかるように記入してください。また、大会等での実績の記入に当たっては、志願者本人が大会登録メンバー（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）として出場したものについて、賞状、記録集及び証明書等で確認の上、成績とともに学年及び主催者名について記入例に従って記入してください。また、特色選抜において、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。検定等の資格取得の記入に当たっては、記入例に従って主催者名、名称及び資格取得年月を記入してください。

- (7) 平成22年3月以前の卒業者については、(5)及び(6)は記入する必要はありません。

2 学習成績一覧表

学習成績一覧表（様式3）は、平成27年12月22日において第3学年に在籍する生徒全員について、学級ごとに別葉で作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

3 学習成績分布表

学習成績分布表（様式4及び様式5）は、学習成績一覧表に学習成績を135点満点で記入した生徒全員について作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

4 外国の学校から中学校に編入学した生徒の調査書の作成等について

外国の学校（日本人学校等国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学をした生徒についての調査書その他の書類は、次の(1)から(3)までに基づいて作成してください。

(1) 日本の中学校に在籍している期間の学習成績の算出等について

ア 第3学年に編入学した生徒については、次の(ア)から(ウ)までの区分に応じ、日本の中学校に在籍した期間についての学習成績を算出してください。

(ア) 第3学年の第3学期以降に編入学をした者

学習成績を算出する必要はありません。調査書の学習成績の欄は空欄にしてください。

(イ) 第3学年の第2学期に編入学をした者

第3学年の第2学期の成績を45点満点（5点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「45」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入し、記載者印を押してください。

(ウ) 第3学年の第1学期に編入学をした者

第3学年の第1学期及び第2学期の成績を90点満点（10点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「90」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入し、記載者印を押してください。

イ ア以外の生徒の学習成績は、1の(5)のア及びイに基づき135点満点（15点×9教科）で算出してください。

ウ 過年度卒業者について、生徒指導要録に第2学年の評定の記載がない場合は、

(1)のアの(ウ)に準じて第3学年の評定によって90点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。県外中学校から出願する者については、調査書を手書きで作成するため、学習成績の合計欄にある「135」を黒の二本線で消し、その上部に「90」と記入の上、調査書の点線より上の欄外に「3字削除、2字追加」と記入し、記載者印を押してください。

(2) 日本の中学校に在籍していない期間の成績等について

(1)のア及びウに掲げる者について、外国の学校での成績証明書がある場合は、その写し（中学校長が原本証明したもの）を調査書に添付して出願校に提出してください。この場合、調査書の「学習活動の記録」欄に「添付資料有り」と朱書してください。添付資料については、教科名及び成績等について高等学校から問い合わせる場合があります。

(3) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

現在在籍している中学校における活動に加えて、外国の学校における活動についても、次のア及びイの要領で記入してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動の成果が顕著であると確認できる場合は、その内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動以外の活動について主な事実、実績等が確認できる場合に、その内容を記入してください。

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの

- (1) 全日制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。この場合、原則として奈良県教育委員会が開催する説明会に出席してください。

また、定時制課程又は通信制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。この場合、原則として当該高等学校が開催する説明会に出席してください。

- (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 全日制課程

(ア) 特色選抜及び帰国生徒等特例措置

平成28年1月21日（木）から同年2月5日（金）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 一般選抜

平成28年1月21日（木）から同年2月19日（金）までの午前9時から午後5時まで

(ウ) 二次募集

平成28年1月21日（木）から同年3月9日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 定時制課程及び通信制課程

平成28年1月21日（木）から各選抜の出願期日まで

志願する者は、入学願書の入手及び手続き方法等について、あらかじめ当該高等学校に問い合わせてください。

- (3) その他必要な事項については、別に定める「平成28年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、あらかじめ奈良県教育

委員会教育長の承認を得てください。

3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、特色選抜においては、平成28年1月21日（木）から同年2月5日（金）午後5時までに、一般選抜においては、平成28年1月21日（木）から同年2月19日（金）までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

二次募集に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、平成28年3月22日（火）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 三重県伊賀市又は名張市に居住している者で、それぞれの市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立山辺高等学校山添分校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（山添分校で交付）により、各選抜の出願期日までに、奈良県立山辺高等学校長の承認を得てください。

6 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業に就職しているもの又は就職する予定のもの

(1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校のⅠ部、Ⅱ部及び定時制課程の分校を除きます。）に出願できます。

(2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。この場合、原則として当該高等学校が開催する説明会に出席してください。

(3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 奈良県立大和中央高等学校定時制課程A選抜

平成28年1月21日（木）から同年2月16日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、2月16日（火）は午前9時から午後3時まで

イ 一般選抜

平成28年1月21日（木）から同年3月8日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月8日（火）は午前9時から午後3時まで

ウ 二次募集及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程B選抜

平成28年1月21日（木）から同年3月22日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月22日（火）は午前9時から午後3時まで

7 奈良県外に居住している者で、次の奈良県立高等学校で3年間学ぶ意欲があるもの

- (1) 平成28年度奈良県立高等学校入学者特色選抜において次のア、イの枠組みで全国募集を行います。

ア 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として3年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科（コース）及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	普通科（生活文化コース）	馬術部、ライフル射撃部
	生物科学科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立榛生昇陽高等学校	普通科（人間探究コース）	自転車競技部
奈良県立十津川高等学校	普通科（工芸コース）	ボート部

イ 各校の学科（コース）に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科（コース）は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科
奈良県立十津川高等学校	普通科（工芸コース）

- (2) 志願する者は、奈良県教育委員会が開催する説明会に出席し、奈良県立高等学校

全国募集入学志願許可申請書（様式３）に必要な書類を添え、平成２８年１月２１日（木）から同年２月５日（金）午後５時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

- (3) 受入れ人数は、上記(1)のア、イそれぞれにおいて学校・学科（コース）ごとに募集人員の１０％を上限とします。ただし、募集人員の１０％を上限として合格者を決定した結果、合格者数が募集人員に満たない場合は、１０％を超えて受け入れることがあります。

８ 出願当時は奈良県外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの

保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、１に準じて承認を得てください。

９ 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したものの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、１に準じて承認を得てください。

- (2) 教育に関する事務の委託により県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式４）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

１０ その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要なものは、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出てください。

1 証明書類

出願しようとする都道府県の入学者選抜要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等があります。

2 証明手続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)及び(2)によってください。市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等は、この手続をする必要はありません。各市町村教育委員会又は中学校で必要な手続を確認してください。

(1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類を受領してください。

(2) 次のア及びイの書類を学校教育課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 「他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願」

3 その他

(1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。

(2) この証明を受けた者は、本県公立高等学校への出願は認められません。

〔参考〕

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手の続の流れ

